（注１）　資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金勘定	2,850,125
期末資金残高	2,850,125

（注２）　重要な非資金取引（現物出資の受入等による資産の取得）

⑴　寄附受による資産の増加	29,326
⑵　ファイナンス・リースによる資産の増加	18,333

（注３）　預り金の受入及び払出についてはこれらを相殺し、純額表示しております。

（注４）　科学研究費助成事業等預り金の受入及び払出については預り金に含めて計上しております。

利益の処分に関する書類（案）

国立大学法人　滋賀大学　（単位：円）

Ⅰ　当期未処分利益			313,290,044
当期総利益		313,290,044	
Ⅱ　利益処分額			
積立金		135,949,275	
国立大学法人法第35条の２において準用する独立行政法人通則法第44条第３項により文部科学大臣の承認を受けようとする額			
教育研究の向上及び組織運営改善積立金	177,340,769	177,340,769	313,290,044

注　記　事　項

（重要な会計方針）

当事業年度より、国立大学法人会計基準（「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」報告書」（国立大学法人会計基準等検討会議　令和６年２月21日改訂））及び「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針」（文部科学省　日本公認会計士協会　令和６年６月13日最終改訂）（以下「国立大学法人会計基準等」という。）を適用して、財務諸表を作成しております。

１．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

原則として、期間進行基準を採用しております。

なお、退職一時金については費用進行基準を、また、「ミッション実現加速化経費」「特殊要因経費」に充当される運営費交付金の一部については、文部科学省の指定に従い業務達成基準、費用進行基準を採用しております。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としておりますが、主な資産の耐用年数は以下のとおりです。

建物	２～60年
構築物	２～52年
工具器具備品	２～15年
船舶	２～５年
車両運搬具	２～８年

なお、国から承継した固定資産については承継時の残存耐用年数で減価償却しております。

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第78）の減価償却相当額については、減価償却相当額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（３～５年）に基づいております。

３．賞与引当金及び見積額の計上基準

賞与のうち、翌期以降の運営費交付金により財源措置がなされないものについては、教職員への賞与の支払いに備えるため、当該教職員に対する賞与支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額の引当金を計上しております。

なお、賞与のうち、翌期以降の運営費交付金により財源措置がなされるものについては、賞与引当金は計上しておりません。また、資本剰余金を減額したコスト等の注記における賞与引当増加相当額は、当事業年度末の賞与引当相当額から前事業年度末の同相当額を控除した額を計上しております。

４．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

（運営費交付金により財源措置されない教職員）

教職員の退職給付に備えるため、当該事業年度末における自己都合要支給額に基づき退職給付に係る引当金を計上しております。

（その他の職員）

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

なお、資本剰余金を減額したコスト等の注記における退職給付引当増加相当額は、国立大学法人会計基準第87に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。

５．有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

６．たな卸資産の評価基準及び評価方法

⑴　評価基準

低価法を採用しております。

⑵　評価方法

移動平均法を採用しております。

７．リース取引の会計処理

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

８．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式としております。

９．財務諸表の表示単位

財務諸表及び附属明細書は、利益の処分に関する書類（案）を除き、千円未満切り捨てにより作成しております。

（重要な債務負担行為）

該当事項はありません。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

（金融商品に関する事項）

１．金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については預金、国債、地方債及び政府保証債等に限定しております。

資金運用にあたっては国立大学法人法第35条の２が準用する独立行政法人通則法第47条の規定に基づき、預金及び社債を保有しており、株式等は保有しておりません。